

武蔵野市手数料徴収条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和4年6月7日

提出者 武蔵野市長 松下玲子

武蔵野市手数料徴収条例の一部を改正する条例

武蔵野市手数料徴収条例（平成12年3月武蔵野市条例第15号）の一部を次のように改正する。

次の表中、改正前の欄の下線が引かれた部分については、それぞれ対応する説明の欄に掲げる改正を行い、改正後の欄の下線が引かれた部分とする。

改正前			
別表（第2条関係）			
番号	事務	名称	金額
1 から21まで （略）			
22	東京都屋外 広告物条例 （昭和24年 東京都条例 第100号） <u>第11条の3</u> の規定に基 づく屋外広 告物の表示 又は <u>掲出許 可</u> の申請に 対する審査	屋外広告物許可申請手数料	（略）
23 （略）			
24	狂犬病予防 法（昭和25 年法律第 247号）第 4条第1項 及び第2項 の規定に基 づく犬の登 録（ <u>鑑札の 交付を</u> 含	犬の 登録 手 数 料	1頭につき 3,000円

改正後				説明
別表（第2条関係）				
番号	事務	名称	金額	
1 から21まで （略）				
22	東京都屋外 広告物条例 （昭和24年 東京都条例 第100号） 第23条の規 定に基づく 屋外広告物 の表示又は 掲出の許可 の申請に対 する審査	屋外広告物許可申請手数料	（略）	
23 （略）				
24	狂犬病予防 法（昭和25 年法律第 247号）第 4条第1項 及び第2項 の規定に基 づく犬の登 録及び鑑札 の交付（動	犬の 登録 及び 鑑札 の交 付手 数料	1頭につき	3,000円

字句の改正

字句の改正

字句の改正

字句の改正

	む。)			
25から106まで (略)				

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

(提案理由)

動物の愛護及び管理に関する法律等の一部を改正する法律（令和元年法律第39号）の施行による動物の愛護及び管理に関する法律（昭和48年法律第105号）の改正を踏まえるほか、所要の改正をするものである。

物の愛護及
び管理に関
する法律（
昭和48年法
律第105号）
第39条の7
第2項の規
定が適用さ
れる場合を
除く。）

25から106まで （略）